

UC ETC カード特約（法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用）

第1条（本特約の主旨）

本特約は、法人会員及びコーポレート会員（以下「法人会員」と総称します。）、または法人会員に代わってETCカードを使用する方（以下「カード使用者」と称します。）がETCシステムを利用することにより発生する通行料金等をクレジットカード利用代金と合わせて決済するための特約を定めたものであり、法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を合わせて遵守してETCシステムを利用するものとします。

第2条（用語の定義）

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

1. 「ETCシステム」とは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。
2. 「ETCカード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます。
3. 「車載器」とは、法人会員がETCシステムを利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。
4. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要な情報を授受する装置をいいます。
5. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち、当社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。
6. 「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行または利用について徴収する料金をいいます。
7. 「通行記録」とは、ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。
8. 「ETC-ID番号」とは、ETCカード表面にエンボスされた「80」から始まる19桁の数字をいいます。

第3条（ETCカードの発行と管理）

1. 法人会員及びカード使用者は、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法でETCカードの利用を申し込み、当社がETCカードの利用を承諾した場合、指定カードに追加してETCカードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与いたします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。
2. ETCカードは、当社が所有権を有し、法人会員及びカード使用者は善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとします。
3. 法人会員及びカード使用者は、ETCカードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。

4. 前項にかかわらず、法人会員から事前の申込があり、当社が適当と認めた場合は、法人会員の役職員に対して ETC カードを貸与することができるものとし、ETC システムの利用により発生する通行料金等の支払いは法人会員の責任とします。
5. 本条第 2 項、第 3 項に違反して、ETC カードが第三者に利用された場合、ETC システムの利用により発生する通行料金等の支払いは法人会員及び当該 ETC カード使用者の責任とします。
6. ETC カードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETC カードの表面に印字します。
7. ETC カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員ならびにカード使用者として適当と認めた方に、新しい ETC カードと ETC カード特約を送付します。なお、有効期限内の ETC カードの利用により発生した通行料金等の支払いについては、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとし、

第 4 条 (ETC カードの利用方法)

1. カード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで、通行料金の支払いができます。
2. カード使用者は、道路事業者の定める料金所において ETC カードを提示することで通行料金の支払いができます。
3. カード使用者は、利用証明書の発行を希望する場合、障害者割引措置等を受ける場合など、特別な利用については道路事業者所定の方法によるものとし、

第 5 条 (ETC カードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠)

1. 当社は、カード使用者が ETC カードを利用することにより発生した通行料金等を、当社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードのご利用代金と合算して請求し、会員規約の定めるところにより支払義務のある者（以下「支払義務者」と称します。）がこれを支払うものとし、
2. 前項に基づく ETC カードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、支払義務者と道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとし、
3. カード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内で ETC カードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて法人会員が ETC カードを利用した場合、支払義務者は当然にその支払いの責を負うものとし、

第 6 条 (ETC カードの解約及び利用停止と返却)

1. 法人会員またはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、支払義務者は、当社に対して解約日までに発生した ETC カード利用による通行料金等の全額を支払うものとし、
2. 法人会員及びカード使用者が指定カードを退会またはその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく会員資格も喪失するものとし、
3. 法人会員もしくはカード使用者が本特約または指定カードの会員規約に違反した場合、ETC カードもしくは指定カードの使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETC カードもしくは指定カードの使用を停止すること、ま

たは会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者に当該 ETC カードの無効を通知することがあります。

4. 事務手続きの都合その他の事由により、ETC カードを解約または資格喪失した以降に、ETC カード利用による通行料金等の売上が計上された場合、支払義務者は、当該売上が本特約に基づき当社に支払うものとします。

第 7 条 (ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)

1. 法人会員またはカード使用者が、ETC カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、または ETC カードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。なお、届け出を行う際、ETC-ID 番号の通知を要することとします。
2. 当社は、当社が適当と認めた場合に ETC カードを再発行します。その場合、法人会員は、当社所定の手数料を支払うものとします。
3. ETC カードの紛失・盗難の場合の法人会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
4. 法人会員またはカード使用者が ETC カードを車内に放置していたことにより紛失または盗難にあった場合、紛失・盗難について法人会員またはカード使用者に重大な過失があったものとみなします。

第 8 条 (ETC カードの年会費)

1. 法人会員またはカード使用者は、当社に対し指定カード所定の年会費とは別に ETC カード所定の年会費を支払うものとします。なお、ETC カードの年会費の支払方法は ETC カード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。
2. 既にお支払済みの ETC カードの年会費は、理由の如何を問わず返却できません。

第 9 条 (免責事項)

当社は、第 5 条に基づく ETC カードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第 10 条 (個人情報取り扱い)

1. 法人会員及びカード使用者は、ETC カード発行の申し込み時に登録した個人情報、及び ETC システム及び ETC 前払割引の利用に基づき道路事業者が作成し当社に送付する通行記録等及び請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。
2. 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示または漏洩をしないよう、当社の責任において適切に管理します。

第 11 条 (会員規約の適用)

本特約に特に定めない事項については、会員規約を適用するものとします。

第 12 条 (本特約の変更等)

会員規約に定める（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約に定める（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替え

るものとします。

2020 年 4 月現在